

日本・香港租税協定締結へ

1 香港との租税協定について基本合意

財務省は、平成22年3月31日に、香港（中華人民共和国香港特別行政区）との租税協定（以下「本協定」という。一般的には租税条約という表現になるが、ここでは財務省の発表どおり協定という用語を使用する。）について基本合意に達したことを発表した。したがって、今後、協定の内容が双方で詰められて、協定草案に署名されれば、その際に、全文が公表されるものと思われる。

2 本協定のポイント

財務省発表では、本協定案のポイントとして4つを掲げているが、注目される事項の1つは、投資所得に対する源泉地国における課税の減免である。

- ① 親子間（持株要件10%以上）配当所得に対する源泉徴収税率は5%である。
- ② 一般配当所得に対する源泉徴収税率は10%である。
- ③ 利子所得に対する源泉徴収税率は原則として10%であり、政府等の場合は免税である。
- ④ 使用料の源泉徴収税率は5%である。

第2のポイントは、本協定により、課税当局間の租税に関する情報交換の実施が可能となつたことである。

3 本協定により誰が得をするのか

日本は、中国とは租税条約を締結しているので、中国本土の居住者については、日本が源泉地国となる場合、租税条約による課税の減免が

行えることになっている。しかし、香港は、中国本土とは異なる税制を有するタックスヘイブンであることから、日中租税条約の適用外となっている。

また、香港の税制は、非居住者の所得に対する源泉徴収は使用料所得のみでその税率は4.95%の割合で課されることから、本協定の適用により香港における課税が減免になるという事態は想定できないのである。したがって、日本居住者が香港で所得を得たとしても、香港ではもともと税負担が軽いことから、日本居住者が本協定の恩典を受ける可能性は低いといえる。

これに対して、本協定が適用になると、これまでの税負担が減免されるのは、香港居住者のうち、日本において所得を取得する者ということになる。本協定の適用がないと、香港居住者の取得する日本源泉の投資所得は、国内法による非居住者課税として、20%の税率が課されることになる。本協定適用後では、前記の本協定に基づく限度税率が適用となり、税負担の軽減となる。

4 香港は租税条約を締結できるのか

日本は既に述べたように、日中租税条約を締結している。香港は特別行政区とはいえ中国の領土内にある。結果として、日本は、同一の国と2つの租税条約を締結するということになる。

そこで、香港は外国と租税条約を締結する権限があるのかということになる。香港は、香港基本法第151条により、独自に租税条約を締結する権限を有している。

香港は、国際運輸に係る協定を多く締結して

Topics of International Taxation

いるが、包括的な所得税租税条約としては、対ベルギー租税条約、対ルクセンブルク租税条約、对中国本土租税条約、対タイ租税条約、対ベトナム租税条約を締結している。これらの香港の締結している租税条約のうち、对中国投資が増加している日本企業にとって、香港に子会社等の拠点を有して中国に投資を行っている場合、对中国本土租税条約が重要になりつつあるのである。

5 本協定が締結された背景

2010年に入って、我が国は、情報交換規定を中心とする租税条約の改正等を行っている。

- ① 2010年1月にルクセンブルクとの租税条約が改正署名された。
- ② 2010年1月にベルギーとの租税条約が改正署名された。
- ③ 2010年2月にシンガポールとの租税協定が改正署名された。
- ④ 2010年2月にマレーシアとの租税協定が改正署名された。

また、このような既存の租税条約の改正ではなく、情報交換に重きを置いた日本・バミューダ租税協定が2010年2月に署名されている。

今回の日本・香港租税協定は、上記の一連の動きの延長線上にあることである。

香港は、既に述べたように、法人税率が16.5%，源泉徴収課税も厳しくないというタックスヘイブンである。我が国はこれまで、タックスヘイブンとは租税条約を締結しない方針であった。

例えば、香港居住者である法人の場合を考えると、香港自体が低税率で、しかも、国外源泉所得に対して課税をしないという属地主義を採用していることから、その法人の税負担は日本における課税がすべてという事態もあるのである。そして、日本における課税を本協定により減免すれば、香港居住者に成りすまして日本に

おける課税の減免を享受しようとするトリティーショッピングが横行することは目に見えているのである。したがって、本協定においても、本協定の濫用を防止するための規定を設けることになっているが、この点だけを見れば、一方的に日本側が不利である。

日本側が課税面で譲歩した代わりに得たものは、課税当局間の租税に関する情報交換の実施である。最近、銀行員による自行の顧客情報の持ち出し、あるいは脱税ほう助等により、外国銀行を利用した脱税資金の隠ぺい等が明るみに出ている。

また、資産家が自国の金融機関ではなく、外国の金融機関を利用して不正な資金等を隠匿するケースが増加しているのに対して、OECDあるいはG20によりタックスヘイブンの規制強化の動きがある。具体的には、タックスヘイブンとの情報交換協定の締結等による税務情報の透明化と交換の促進が図られており、実際に、情報交換協定の締結数が、2009年に急増している。

このようにタックスヘイブンが弱い立場になった理由は、G20等に属する世界の主要国が、税務情報の交換等に応じない国等に対して報復的な課税攻勢を行うことを表明しているからである。

本協定の具体的な内容を見ないと何ともいえないが、本協定締結により、日本と香港、日本と中国間の国際税務に大きな影響が出ることだけは間違いないことであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好